

# パキスタンにおける資本の集中と支配

—— その実態と背景に関する考察 ——

やま なか いち ろう  
山 中 一 郎

- I はじめに
- II 産業集中の実態
- III 集中化の過程
- IV ブットー政権下の対応策
- V 結語にかえて

## I はじめに

パキスタン経済について学ぶ者は、たぶんだれでも、「22家族」(The Twenty-Two Families)という言葉をししばしば耳にするであろう。「22家族」とは、パキスタン経済とくに工業部門において、その生産、金融、流通の各分野にわたり大きな影響力を持ったところの、特定の家族を中核とした個別資本のことである。その数が、言われるように22であるか否かは別として、ある限られた数の個別資本が存在し、経済活動に一定の支配力を使用しているとする見方が一般にある。

これらの資本グループは、1950年代および60年代を通じ、パキスタン経済の拡大発展の過程で急速に成長し、新興の産業資本として強固な基盤を築くにいった。その生成発展の軌跡は、相対的な期間の短かさと相まってきわめてドラマティックであり、そのため人々の注目を一層強く惹きつけてきた。

パキスタンは衆知のようにその経済開発を、5カ年を1期とする開発計画の策定と実施の下にす

ずめてきた。開発計画の内容は、立案時における国民経済の構造的条件に応じて毎次その重点を異にしてきたが、いずれの計画にあっても、工業生産力の一層の拡大すなわち工業化の遂行が、最も重要な戦略的課題の一つとして位置づけられてきたことは変わらない。そしてこの工業化の遂行という国家的な要請に合わせ、歴代の政府は民族的な産業資本の育成にさまざまな優遇措置を講じてきた。後述するように優遇措置は、生産企業に対する課税上、金融上の特別措置のみでなく、輸出振興、外貨の割当て、関税保護、輸入許可など広範囲にわたるほぼ全面的な特別措置の適用であった。かくしていち早く工業生産に進出した個別資本は、創業者利益を得たのみでなく、国策の保護の下に急速に頭角をあらわしていったのである。

個別資本グループの強大化はとくに、60年代前半を占める第2次5カ年計画期に助長され、60年代半ばにいたってようやく、経済力の集中化傾向に対する批判と非難の声が高まってきた。しかしアユブ政権は有効な対応策を打ち出すことができず、結局、集中に対する批判は政府批判の有力な手段となり、60年代末における政権失脚の要因の一つとなっていった。

本稿は、このような有力個別資本の実態を、いくつかの表によって具体的に説明するとともに、

その成長を可能にした政策的要因、および東パキスタン独立後における現ブットー政権の対応策などにつき、考察しようとするものである。

## II 産業集中の実態

### 1. 研究動向の経緯と資料

パキスタンにおける集中の問題を扱った資料は、きわめて少ない。これまでに公表された資料の多くは断片的であり、整合性を欠いている。

1962年に刊行された中央銀行の信用調査委員会報告書が、初めてこの問題の一端にふれている(註1)。そこでは、1962年3月末現在で、国内の市中銀行貸付総額の56.6%が、貸付件数のわずか0.4%にすぎない333の大口需要に集中していることを、明らかにした。この大口需要は、1件あたり100万ルピー以上の規模のものを指しているが、これを500万ルピー以上の規模の貸付に限定してみると、貸付総額の32.5%が、貸付件数のわずか0.05%にすぎない42の大口需要に集中していることになる。

1963年にパキスタン政府は、反トラスト法制定の検討のために、国内の経済力集中の実態を調査する委員会を組織したが、この委員会の報告書は公開されないままにおわった。1968年には、国会議員の一部から、あらためて調査委員会の設置が提案されたが、否決されている。

1965年に刊行された第3次5カ年計画立案に関する論文集のなかで、ダッカ大学のソブハン教授(Rehman Sobhan)は、1959/60年工業センサスに依拠して、産業集中の実態をつぎのように述べている(註2)。すなわち、工業事業所総数の21.2%にあたる75事業所で、工業労働者総数の48.4%、生産総額の34.8%、そして製造業付加価値額の43.8%を占めていること。またこの75事業所自体、

さらに少数の同系資本の下に集約されうること。したがって資本系列でみた集中の度合いは、きわめて高いものとなること、などである。

一方、50年代末に計画委員会経済顧問としてパキスタンに滞在していた、ハーバード大学のパーネク教授(Gustav F. Papanek)は、1967年に刊行されたその著書の中で、1959年の時点におけるパキスタン工業の資産集中度について、つぎのように述べている(註3)。すなわち、わずか24の同系資本が国内民間工業資産のほぼ半ばを支配し、そのうち最有力の7資本で資産総額の4分の1を所有していた。また金融部門についても、15の家族が銀行業および保険業の資産総額の約4分の3を、さらに最大の7資本で同じく3分の2を、それぞれ所有していた、と。

1968年4月になって、カラチで開かれたマネジメント・セミナーで、計画委員会の主任エコノミストであるハック教授(Mahbub ul Haq)は、パキスタンの経済は20の家族に支配されていると述べて注目を集めた(註4)。かれは主要な20家族が、パキスタンにおける工業資産の66%、保険業の70%、そして銀行業の80%を所有していると述べた。かれの指摘した20家族は、その後拡大されて「22家族」となり、パキスタンにおいて経済力集中が政治問題としてとりあげられる場合の、共通の認識事項となるまでになった。

1969年10月にパキスタンの有力英字紙である*The Pakistan Times*は、「パキスタンにおける独占」(註5)と題する連載を行なった。この記事は、同年2月のアユブ政権の終熄を機に、アユブ時代に行なわれた急速な工業化と、その過程で強化された資本の集中化傾向に批判を加えたものである。連載では、カラチ証券取引所の上場企業を対象として、払込み資本金額(Paid-up Capital)から

みた上位26の個別資本グループを取りあげている。そしてこの26グループで、全上場企業の資本金総額の45%を占めること、またこのうち政府系企業を除いた場合その比率は53%に、さらに外資系企業を除いた場合、その比率は65%に達することになることを指摘した。

1970年の東パキスタン独立にいたる国内政局の混乱のなかで、あらためて、「22家族」の生成と発展に関する考察に人びとの関心が向けられた。1972年に発表されたハンナ・パパーネク (Hanna Papanek) の論文は、代表的な個別資本をとりあげ、その系譜をあとづけたものである<sup>(註6)</sup>。またセルゲイ・レヴィン (Sergey Levin) の論文は、主要資本のなかでも主流を占めるとみられるメモン派 (Memons) のグループをとりあげ、その生成過程を考察している<sup>(註7)</sup>。これらの論文では、集中の実態を定量的に表現するまでにはいたらず、主としてグループの出身背景および宗派との関連において、また過去の政策的措置との関連において、その発展の歴史をあとづけている。

1974年に発表されたホワイト (Lawrence J. White) の著書は、これまでに公刊されたいずれの文献・資料よりも、統計データに依拠しながら、この問題に接近している<sup>(註8)</sup>。かれの方法論は、産業組織論の立場に立っており、証券取引所の企業統計および工業センサスに依拠しながら、60年代末の時点におけるパキスタンの産業集中の実態を分析している。後述するようにかれの著書では、既述の22家族を含む43の同系グループがとりあげられ、生産および金融部門におけるそのシェアが論じられている。

東西パキスタンの分裂により、1971年末に政権の座についたブットー大統領 (現首相) は、72年1月にはじまる一連の産業国営化政策を実施し

た。多くの企業接収が行なわれ、財閥グループに与えたその影響および新しい国家セクターの運営状況に関して、人びとの関心が集った。しかしながら今日まで、企業接収実施の必要性はくり返し表明されてきたが、一方で、その根拠となる産業集中の具体的なデータの公表は行なわれていない。

このようにパキスタンにおける集中の問題は、それが基本的経済政策の変更をもたらすほどの影響力を行使した一方で、いまだ実態について、十分な解明が行なわれていない状況にあるといえよう。

## 2. 集中度の諸指標

### (イ) 個別グループの規模と序列

パキスタンの主要個別資本を具体的に列挙することは、それが一般に「22家族」と総称されているにもかかわらず、かならずしも明確ではない。最も有力なグループをいくつか指摘するというのであれば、人はただちにダーウッド (Dawood)、ハビーブ (Habil)、アダムジー (Adamjee)、ヴァリカ (Valika) などの名をあげようであろう。しかしこれらのグループをランクづけし、上位20位まで、あるいは30位までというように正確にリスト・アップすることは、容易ではない。さらには、かれらの産業支配度や、他グループとの結合状態について知ることは、一層困難である。

前章において紹介した文献・資料のなかで、グループの選定作業を比較的明確な基準のもとに行かない、そのリストを表示しているのは、L・J・ホワイトの著書である。かれは、カラチおよびダッカ証券取引所上場企業を対象として、企業便覧、工業センサス、会社登記簿、役職員名鑑などの活用、および個別グループの代表者との面接を通じて、主要グループの選定を行なった。第1表は、銀行および保険業を除いた非金融部門について、ホ

第1表 主要グループの資産規模とランキング

1968年、カラチおよびダッカ証券取引所上場企業、金融業を除く

(単位: 100万ルピー)

順位	グループ名称	製造業および 関連諸工業	製造業のみ	製造業のみ (非上場企業を含む)
1	ダウ	557.8	557.8	557.8
2	サイゴ	529.8	529.9	556.5
3	アダム	450.9	450.9	473.2
4	ジャリル (アミン)	418.8	418.8	418.8
5	シエン	325.4	318.5	342.7
6	ファシ	280.4	215.4	330.5
7	ヴァリ	320.2	252.8	252.8
8	バニ	237.4	237.4	237.4
9	バシール (クレセント)	199.5	199.5	199.5
10	ワズール・アリ	132.7	132.7	178.5
11~43	略			
	合計	(%)	(%)	(%)
合	グ	5,266.1 (100.0)	5,124.0 (100.0)	6,314.6 (100.0)
全	ル			
上	4グ	1,957.3 (37.2)	1,956.4 (38.2)	2,006.3 (31.8)
上	10 "	3,473.4 (66.0)	3,333.0 (65.1)	3,547.7 (56.2)
上	20 "	4,495.3 (85.4)	4,354.0 (85.0)	4,884.4 (77.4)
上	30 "	5,010.7 (95.2)	4,868.6 (95.0)	5,624.6 (89.1)

(出所) White, L. J., *Industrial Concentration and Economic Power in Pakistan*, Princeton Univ. Press, 1974, pp. 60-61 より。

ワイトが整理した同系資本と目される43グループ<sup>(注9)</sup>を、その資産額の順にリスト・アップしたものである。この43グループは、いわゆる「22家族」を含むところの、より拡大された同系資本グループ群である。資産額には、負債も含む総資産の概念が採用されている<sup>(注10)</sup>。

1968年の時点で見ると、両証券取引所に上場されている製造業企業は171社あり、その資産総額は85億3130万ルピーであった。上記の43グループは、このうち98社(資産総額51億2400万ルピー)を傘下に置いており、企業数で51%、資産総額で60%を占めていた。当時パキスタン国内の製造工業企業の資産総額は<sup>(注11)</sup>、約150億5900万ルピーと推定されるため、上場企業の資産総額は全体の57%にあたり、また43グループの資産総額は同じく34%にあたることになる。もっとも主要グループの傘下企業はほとんどが上場企業であり、資産額でみたその上場比率は81%と高率である。

製造業におけるこれら主要グループのウエイトを個別にみると、つぎのようになる。まず第1表において、資産総額からみた10大グループが列挙されている。これらのグループは、パキスタンでは良く名の知られた特定の家族を中核とした個別資本である。4位のジャリル(Jalil)・グループはアミン(Amin)とも呼ばれ、9位のバシール(Bashir)はグループのブランドである三日月から、クレセント(Crescent)・グループと別称されている。この表には示されていないが、知名度の高いグループの一つであるハビーブは、金融業を主体としており、13位にランクされている。また機械工業に特化したBECOグループは16位に、商業分野で一層著名なイスパハニー(Ispahani)、ダーダ(Dada)、ラングーンワラ(Rangoonwala)は、それぞれ12位、23位、31位にランクされている<sup>(注12)</sup>。

製造業資産総額に占める最上位4グループの比率は38%、同じく10グループの比率は65%あり、

上位グループへの集中度は予想されたように高い。さらに20グループまでをとれば、その比率は85%となり、30グループでは95%となる。上場企業の大部分が、パキスタンでは近代的な大企業であるとすれば、これら上位グループが同国の工業生産構造に占める支配力の大きさは、容易に推測しうる。

ところで上場されている企業のなかには、後述するように若干の外資系および政府系企業が含まれている。いまこれらを除いたパキスタン系民間企業に占めるウエイトをみると、第2表のようになる。

表において、全上場製造企業から外資系および政府系企業を除去してゆく過程で、上記のグループ系資本の比重が高まってゆくのがみられる。すなわち上位グループの占めるウエイトは、国内民間製造業に限った場合には30%近くに、上位10グループでは50%に、そして43グループ全体では77%以上に高まっている。このことから、パキスタンの民間工業生産における主要グループへの集中の大きさがわかる。

第2表 製造業<sup>1)</sup>における資産の集中と分布(1968年)  
(単位: 100万ルピー)

上位グループ別資産額	全製造 企業の 資産総 額	国内資本	民間資本	国内民間	
		本企業 <sup>2)</sup>	本企業 <sup>3)</sup>	企業 <sup>4)</sup>	
	(8,531.3)	(7,643.6)	(7,520.5)	(6,632.8)	
	100.0	100.0	100.0	100.0	
上位4グループ	(1,956.4)	22.9%	25.6%	26.0%	29.5%
" 10 "	(3,333.0)	39.1	43.6	44.3	50.3
" 20 "	(4,354.0)	51.0	57.0	57.9	65.6
" 30 "	(4,868.6)	57.1	63.7	64.7	73.4
" 43 "	(5,124.0)	60.1	67.0	68.1	77.3

(出所) White, *op. cit.*, p. 65より。

(注) 1)カラチおよびダッカ証券取引所上場企業のみ。2)除く外資企業、含む政府企業。3)除く政府企業、含む外資企業。4)除く外資企業および政府企業。

(ロ) 業種別集中と主要グループの位置

個別資本の資産規模と序列、および工業部門全体におけるその集中度とは別に、個々の業種における主要グループの位置づけをみると、つぎのようになる。

第3表は、データの得られる業種について、上位4位までの企業の資本主体別内訳とそのシェア、および43グループに属する企業のシェアをみたものである。資本主体別内訳として、政府系企業、外資系企業、および43グループに含まれる民間企業と、含まれない企業の四つのカテゴリーの分類が行なわれている。各業種にわたり、43グループ系企業が上位を占めているが、この傾向はとくに、パキスタンの代表的な産業である繊維産業において顕著である。しかし繊維産業はまた、業界内の企業が多く競争が激しい業種であり、上位4企業および43グループの占めるシェアは相対的に低い<sup>(注13)</sup>。

第3表 業種別集中——上位企業の構成とシェア

業 種	上 位 4 企 業				「43グループ」の シェア (%)
	内 訳				
	1位	2位	3位	4位	
紡糸(綿)	P	P	P	P	20
織布(綿)	P	P	P	P	32
ジュート	P	G	P	P	37
羊毛紡績	P	P	P	P'	48
レイヨ	P	P	—	—	100
ナイロン	P	P	P'	P'	100
タバコ	F	F	P	P'	92
製糖	G	P	P	P	48
食用油	P	F	P	P'	45
製茶	F	F	P	P	99
製紙	G	P	P	P	100
苛性ソーダ	P	P	P	—	100
セメント	G	G	P	P	86
石油	G	G	F	P	100
石炭	P	G	P	F	100
その他	—	—	—	—	—

(出所) White, *op. cit.*, p. 105より。

(注) 記号は、P = 「43グループ」に含まれる民間企業。P' = 「43グループ」に含まれない民間企業。G = 政府系企業、F = 外資系企業。

いくつかの業種にわたって、政府系および外資系企業が上位4企業のなかに含まれているのがみられる。政府企業はジュート紡績、製糖、製紙、セメント、化学肥料、石油精製の分野に存在し、外資企業はタバコ、食用油脂、製茶、化学肥料、石油精製の分野に進出している。いずれも、各産業を代表する大規模企業である。この他、羊毛紡績、ナイロン、タバコ、食用油脂の各産業では、43グループに含まれない民間企業が個別に参入しているのがみられる。

一般に、在来の産業である消費財産業では企業数も多く、上位4企業あるいは43グループのシェアはいずれも低い。これに対し、近代的な産業である石油精製、化学、製紙、石油化学の分野では上位4企業もしくは43グループのシェアは高い。たとえば、レイヨン、ナイロン、製紙、苛性ソーダ、化学肥料および石油精製の分野では、上位4企業で100%を占めている。一方この間をめぐって、タバコおよび製茶産業では外資系企業が圧倒的な位置を占めている。このように産業別でみた場合、パキスタン工業は多くの業種にわたり、主要民間資本と政府系および外資系企業が共存体制をとりながら、高度寡占の状態にあることを示している。

#### (イ) 金融部門における集中

パキスタンにおける有力民間銀行および保険企業は、そのほとんどが上記の主要資本グループ系である。これらの金融機関はいずれも、同系グループの資金調達源として機能し、グループの中核的な存在となってきた。

第4表はこのうち、銀行業における集中の一端を示している。すなわち1968年末現在の時点で、政府系および外資系を含めた全銀行の預金高は約126億ルピーであり、そのうちパキスタン系民間銀

行が約3分の2を占めている。規模別でみると、上位4行のうち2位の政府系のパキスタン国民銀行(National Bank of Pakistan)を除き、いずれも民間銀行であり、そのうち1位はハビブ系、3位はサイゴール(Saigol)系、4位はアダムジー系と、それぞれのグループの名を冠している。これら民間の3行で、国内の預金総額の55%を占めている。この3行にさらに、ファンシー(Fancy)系、シェイク(Shaikh)系、ダーウッド系およびアーラグ(Arag)系の4行を加えた7大民間銀行で、預金総額の60%、貸付額の50%を占めている。政府系と外資系を除いた場合には、このシェアはそれぞれ92%および84%となり、銀行業におけるグループ系の比重の大きさが反映されている。この数値は既述の製造業部門における数値にもまして、高い集中を示している。

一方、保険業における集中の実態をみると、銀行業に比しその割合は一般に低く、かつ規模も小さい。保険業では外資系企業の参入が多く、全体の3分の1強を占めている。上位4社のうち1位と3位はそれぞれ、アーラグ系とハビブ系であるが、2位と4位は外資系である。主要民間

第4表 銀行業における集中——預金高とシェア  
(1968年12月現在)

内 訳	額 (100万ルピー)	シェア (%)
全 銀 行	12,558.1	100.0
パキスタン系民間銀行	8,270.6	65.9
政府系銀行	3,039.5	24.2
外国系 "	1,248.0	9.9
上位4行		
1位行 民間(Habib系)	3,443.0	27.4
2 " 政府系	2,678.7	21.3
3 " 民間(Saigol系)	2,384.6	19.0
4 " 民間(Adamjee系)	1,116.4	8.9
計	9,622.0	76.6
民間上位3行計	6,944.0	55.3
民間上位7行計	7,572.3	60.3

(出所) White, *op. cit.*, p. 75. (原資料は State Bank of Pakistan, *Banking Statistics of Pakistan 1968-69.*)

グループ系と目される上位14社の合計で、全保険企業の資産総額の49%を占めており、外資系を除いた場合にはそのシェアは76%になる(注14)。

銀行および保険業のいずれにおいても、低金利で動員された大衆資金は、グループ系企業への融資や債券投資に充当され、グループの資金調達の役割を果たすというメカニズムが確立されてきた。パキスタン政府はこれまで、系列企業への融資や投資の極端な偏向に対して一応の規制を行ってきたが、1972年にブットー政権の手により銀行・保険企業の国有化が実施されるまでの長い期間、これらの金融機関は特定グループの機関銀行(Family Bank)として機能してきたのである。

### 3. 外資企業および政府企業との関係

#### (イ) 外資企業の位置

パキスタンにおいてはこれまで外国援助は別として、民間外資の進出が重大な政治問題としてクローズ・アップされたことはなかった。それは、50年代および60年代を通じて行なわれた政府の外資導入促進策にもかかわらず、大規模な外資の進出がみられなかったことの反映でもある。

パキスタン政府は、1948年および1959年の産業政策声明(注15)で、くり返し外資への優遇措置を表明し、その導入を図ってきた。それは主として税制上の優遇措置であり、外資企業に対する一定の免税期間の適用と外国技術者に対する所得税の免除が中心となっている。また投資元本、利益、特許料などの本国送金の保証や、主要資本輸出国とのあいだの二重課税防止協定の締結、さらには外資企業の国有化の問題に関する基本保証などが、約束された。しかし第5表にみるように外国民間資本は、直接投資および借款の合計で、60年代を通じて開発資金総額の3%を占めているにすぎない。

産業集中に関しても、外資のウエイトは大きいとは言えない。チョードリー(S. A. Chaudhry)の分析によると、1967年の時点で、パキスタンの国内全企業資産総額に占める外資企業のウエイトは、15%の水準であった(注16)。このデータは、生産企業のみでなく、商業および金融企業をも対象に含んでいる。一方ホワイトの資料によると、1968年の時点で、カラチ証券取引所に上場されている全製造業企業(資産総額72億9340万ルピー)のうち、外資系企業は11社(資産総額8億8770万ルピー)であり、資産額でみた外資企業のウエイトは12.2%である。しかし、上場・非上場を含めた国内全製造業企業の資産総額(1968年の時点で約150億5900万ルピー)のうち、外資系企業の資産額は7.4%にあたる11億2040万ルピーを占めているにすぎない(注17)。

パキスタンにおける外資企業の特徴は、その参入が特定の業種に偏向していることである。たとえば、鉱業においては、外資企業のシェアは製造業における場合よりも、はるかに高い。しかし鉱業生産がパキスタンのGNPに占める比率は0.5%以下であり、その意味では外資のウエイトを過大

第5表 5カ年計画と外国民間投資のウエイト

(単位: 1,000万ルピー)

	第2次5 カ年計画 期 (1960.7 ~65.6)	第3次5 カ年計画 期 (1965.7~ 1970.3)
A. 外国民間投資		
(a) 償還可能	34.4	149.0
(b) 償還不可	11.6	9.7
B. 外国民間借款	51.4	28.6
C. 合計(A+B)	97.4	187.3
D. 5カ年計画期の民間部門支出額	1,370.0	2,150.0
E. Dに対するC.の比率(C/D)	(7.1%)	(8.7%)
F. 5カ年計画期の政府部門支出額	1,750.0	2,500.0
G. 5カ年計画支出総額に占める外国資金の比率[C/(D+F)]	(3.1%)	(3.1%)

(出所) Govt. of Pakistan, *The Fourth Five Year Plan* (July 1970) および *Pakistan Economic Survey 1969/70* より作成。

評価することはできない。これに対し製造業の分野では、第3表にみられるように、タバコ、石油精製、食用油脂、製茶といった特定の業種に、巨大外資企業が集中している。たとえば最大の外資企業は、イギリス系の Pakistan Tobacco Co. であり、その資産総額は2億5290万ルピーを越え、2位の ESSO Pakistan Fertilizer Co. も、2億2410万ルピーに達する規模をもっている。したがって外資企業の参入のみられる業種では、国内のグループ系企業の支配力は相対的に弱いと言える。しかし既述のように、製造業全般についてみれば外資のウエイトは7%台にすぎず、集中の問題に関して外資の支配度や影響力を大きく評価することはできない。

#### (ロ) 政府企業との関連

パキスタンにおける政府系企業はこれまで、大きく分けて、国有企業と半官半民の公企業の2種類があった。このうち前者は、既述の産業政策声明に規定されたいくつかの産業、たとえば鉄道、通信、発電、武器製造、原子力開発などの分野に限定され、その他の多様な製造業分野には、公社の形態をとった半官半民の企業が広く存在してきた。とくに後者の場合、主要な公社の大部分がパキスタン産業開発公社 (Pakistan Industrial Development Corporation: 略称 PIDC) の傘下にある企業群であり、その意味でパキスタンの製造業の発展過程における PIDC 企業の役割を、無視することはできない<sup>(註18)</sup>。ちなみに、毎次の5カ年計画政府部門支出のなかで、工業開発支出額の80~90%が PIDC 関係のプロジェクトに投下されてきたのである。また集中の問題に関していえば、これら政府系企業のウエイトは資産総額からみて、全上場企業の約12%を占めており、さらにその参入業種も第3表にみられるように、多岐にわたっ

ている。

政府系企業の大部分を占めるこれら PIDC 企業は、その設立目的からして民間資本との協調を重視し、両者の協力体制によって国内工業化を推進することをうたっており、そのため PIDC と民間資本との癒着が早くから注目されていた。癒着は人事、資本参加、技術協力、企業払い下げなど、企業行動における最も重要な側面において広く行なわれてきた。

パキスタンでも、企業間の役員相互派遣は一般にみられる現象である。ホワイトの資料によると、ダーウッド・グループの場合、他のグループ企業に8名の役員を派遣し、他の非グループ企業にも8名の役員派遣を行なっている。既述の主要43グループ全体では、派遣役員数は146人に及び、43グループ傘下の115企業で割った単純平均では、1企業あたり1.3人弱の役員派遣受入れとなっている。すなわち、通常取締役会の構成員数が6~7名とすると、その5人に1人が他社派遣役員に該当するという計算になる<sup>(註19)</sup>。

PIDC 企業にも、主要グループから多くの役員が送り込まれてきた。とくに中核となる PIDC 理事会の構成員には、主要資本の代表者が名をつらねてきた。たとえば、M・A・イスパハニー、G・M・アダムジー、M・A・ハビープ、N・A・シェイク (Shaikh) などである。PIDC の理事長には、歴代政府の閣僚や軍人、高級官僚が在職したが、傘下企業の運営にあたっては、民間資本の実務家が主要な役割を果たしたことは疑いない。

同じような例は、パキスタンの工業融資機構の中核を占めるパキスタン工業信用投資公社 (Pakistan Industrial Credit and Investment Corporation: 略称 PICIC) の人事についても言える。すなわち PICIC の役員数21名のうち、外国人および政府役



員を除く13名がパキスタン民間人であり、このうち7名がグループ系資本の代表者であった。推計によると、役員派遣を行なっている主要7グループで、このPICIC資金の21%を利用していった(注20)。

これら人事のつながりにも増して注目すべき点はある。PIDC 企業は民間への払い下げの問題である。PIDC はもともと、民間資本が投資採算の点から資本投下をためらっている分野に国家資本を投下して工業企業を興し、その運営を担当するという目的で設立された機関である。そして企業運営が軌道に乗ると、これを公開株式会社に切りかえ、やがて株式売却の形で企業を民間に払い下げられることを、重要な機能の一つとしてきた。この段階で、主要民間グループによる株式参加あるいは払い下げの引受けが行なわれ、PIDC と民間との結びつきが一層緊密化された。ある資料は、PIDCの売却資産の3分の2以上が、これら有力民間資本に集中して行なわれたと述べている(注21)。

PIDC に代表される政府企業と民間資本との癒着は、企業の払下げが行なわれたのちも原料供給、技術援助、外貨割当ての優先などの形でつづけられ、このようにして民間資本はさまざまな便益を享受してきた。PIDC と民間資本との協調体制の下にすすめられてきたパキスタンの工業化過程にあつては、政府部門は民間資本の強大化をけん制する機能を持った存在ではなく、むしろ民間資本の育成・強化を促進する役割を果たしてきた。この意味においてパキスタン工業にみられる集中は、政府企業と主要民間企業を一体とした、全般的な寡占体制であるといえよう。

(注1) Meenai, S. A., *An Appraisal of the Credit and Monetary Situation in Pakistan*, State Bank of Pakistan, 1962, p. 94.

(注2) Sobhan, Rehman, "Strategy for Industrialization in Pakistan," in *The Third Five Year*

*Plan and Other Papers*, ed. by A. I. Qureshi, Ferozsons, 1965, p. 109.

(注3) Papanek, Gustav F., *Pakistan's Development; Social Goals and Private Incentives*, Harvard Univ. Press, 1967, pp. 67-68.

(注4) *Business Recorder*, Karachi, Apr. 25, 1968, p. 1.

(注5) "Monopolies in Pakistan," in *The Pakistan Times*, Oct. 6-8, 1969.

(注6) Papanek, Hanna, "Pakistan's Big Businessmen; Muslim Separatism, Entrepreneurship, and Partial Modernization," in *Economic Development and Cultural Change*, Vol. 21, No. 1 (Oct. 1972), pp. 1-32.

(注7) Levin, Sergey, "The Upper Bourgeoisie from the Muslim Commercial Community of Memons in Pakistan, 1947 to 1971," in *Asian Survey*, Vol. 4, No. 3 (Mar. 1974), pp. 231-243.

(注8) White, Lawrence J., *Industrial Concentration and Economic Power in Pakistan*, Princeton Univ. Press, 1974, p. 212.

(注9) 43グループのうち39グループは、明らかに特定の家族と結びついているが、残余の4グループについては、そのような特定性はかならずしも強くない(White, *Ibid.*, p. 51.)。

(注10) ホワイトは、グループの経済的支配力あるいは影響力を反映するものとして、各グループの総資産の規模に注目する。この概念は、払込み資本額(Paid-up Capital)や、純資産(=払込資本+準備金+剰余金)といった概念に比べ、負債を含んだ概念である。すなわちパキスタンでは、税金対策上および銀行法上、企業の資金繰りは短期貸付け資金の回転による資金調達に慣行化しており、結局、負債を除去した純資産よりも総資産の概念の方が、企業の実質的な勢力規模(支配力)をよりよく反映しうると考えられるからである。

(注11) ホワイトは、製造業センサスにもとづく固定資本額からの推計値を援用している。推計値算出のプロセスについては、White, *op. cit.*, pp. 189-192の補足説明を参照。

(注12) 個別グループの出身背景、業種その他については、山中一郎編著『現代パキスタンの研究』アジア経済研究所 1973年 357-369ページを参照。

(注13) 払込み資本金額を基準とした産業別企業集

中および業種別の資本収益性については、山中 同上書 382-387ページを参照。

(注14) Controller of Insurance, *Pakistan Insurance Yearbook 1969, 1970* を参照。

(注15) Govt. of Pakistan, *Statement of Industrial Policy* (1948) および (1959) を参照。なお、ブットー政権になって新たに外資法 (Foreign Investment—Promotion and Protection—Ordinance, 1976) が制定されたが、内容的には従来の基本方針が継承されている。

(注16) Chaudhry, S. A., "Private Foreign Investment in Pakistan," in *The Pakistan Development Review*, Vol. 10, No. 1 (Spring 1970), p. 104.

(注17) White, *op. cit.*, p. 54.

(注18) PIDC の役割に関しては、山中 前掲書 387-415 ページを参照。

(注19) White, *op. cit.*, pp. 81-85 を参照。

(注20) White, *op. cit.*, p. 125.

(注21) Papanek, *op. cit.*, p. 67.

### III 集中化の過程

#### 1. 工業化と優遇政策

パキスタンにおける集中化の過程を、この小論において詳細に取り上げることは、紙数の関係で不可能である。しかしこれまでも、パキスタンの工業化過程を論じた文献は数多くあり、そのいずれにあっても、工業化の過程で生じたひずみとその要因が論じられてきた。これらの文献はパキスタンにおける集中化の起源とその発展をあとづけるのにも有効である。したがって本稿では、一般に知られたパキスタンの工業化過程にみられる優遇措置と、資本の集中化との関係について、概観するとどめたい。

衆知のように、経済開発とくに工業化を推進する場合に、ほとんどの国において何らかの形で優遇措置がとられるのが普通である。工業化を強力に押し進めようとしている多くの低開発国では、優遇措置は一層広範囲にわたって実施され、その

過程で、特定の産業資本にさまざまな利権が付与されることになる。パキスタンにおいても工業投資に対しては、免税期間率の適用、外貨割当ての優先、保護関税障壁の設置、融資便宜の提供、工業製品輸出におけるリベート制など、さまざまな優遇措置がとられてきた。

もともとパキスタンの産業資本の前身は、印パ分離後に、新興独立国となったパキスタンにおいて新たに事業活動を開始した回教徒の商人・貿易業者であった。かれらの一部は従来からパンジャブにその事業基盤を持っていたが、大部分は外来とくにインドから移住してきた商人グループである。そのなかでもとくに重要なグループは、インドの主要工業都市であるボンベイおよびカルカタにおいて早くから商取引、金融、貿易事業に従事し、あるいは農産物加工関連の小規模な工場を経営していた、スンニーのメモン派 (Memons)、およびシーアのイスマイリ系のボホラ派 (Bohoras) やホージャ派 (Khoja) の、回教徒一族であった。

かれらは新国家においていち早く事業を興し、綿花や原料ジュートを初めとする農産物の輸出と、日用消費物資の輸入を一手に取扱うことによって急速に成長した。とくに50年代初頭の朝鮮戦争ブーム時に蓄積された資本は、停戦後、国内繊維産業の設立に集中投資された。この時期に積極的に工業投資に踏み切ったグループは、創業者利益を得たのみでなく、工業化の発展とともに急成長し、産業資本としての主流を形成していった。

独立後ただちに表明された1948年の「産業政策声明」<sup>(注1)</sup>では、新国家の経済開発の基本方針として農産物加工関連の消費財工業の設立が唱えられ、かつその担当主体として民間資本の主導性が期待された。民間資本の進出と成長を助長するために、外部経済の整備と制度上の調整を伴ったと

ころの、さまざまな優遇政策が実施された。たとえば、工業投資に対する資金供与機関である工業金融公社<sup>(注2)</sup>の設立、カラチ郊外の大規模工業団地の造成と企業の誘致、港湾・鉄道・通信施設の重点整備などが手がけられた。また工業法にもとづく登録企業<sup>(注3)</sup>については、一定期間にわたる所得本税および付加税の免除が実施され、この規定はその後再三にわたる税制改正を経て、工業投資に対する優遇政策の柱の一つとなっていた。一方関税委員会の新設によって、国内工業の保護を目的とした関税障壁の設置、競合商品の輸入抑制と原材料輸入の優先などが、基本政策として確立されていった。

このように新興国パキスタンでは、早急な経済的自立の確立のために、民族的産業資本の育成が基本政策とされ、特定の有力な商業資本がその担い手として台頭し、急速に成長していったのである。

## 2. 優遇政策としての輸出入政策

数ある優遇政策のなかでも、パキスタンの場合とくに注目されるものは、輸出入政策であろう。恒常的に外貨事情の逼迫しているパキスタンにあっては、稀少資源としての外貨の割当てをめぐって、政策担当者と有力資本とのあいだに特殊な関係が醸造されてきた。パキスタンにおいて成功した企業家とは、より多くの輸入許可証 (Import Licence) を獲得した者であり、有力資本グループとは、このような利権を容易に手にいれる影響力を、政府当局に対して行使しうるグループであるといえよう。

パキスタンの輸出入政策は、分離・独立後の一時期は自由化されていたが、朝鮮戦争後の外貨事情の悪化にともなって統制色が強められ、許可や承認を伴う複雑な輸入手続きの体系が作られて

いった。工業投資にあっても、生産計画の見通しは資本財や原材料の輸入許可の見通しと密接に関係しており、結局企業家にとって、より多くの輸入許可証を獲得することが事業成功の重要な鍵となる。その場合、複雑な許可手続きに精通し、常時政策担当者と接触を保っている大手の輸出入業者が有利な立場に立つことは、論をまたない。

パキスタン政府は、50年代初頭の朝鮮戦争後の統制経済への移行に伴って、商業用の輸入許可証の発給を、特定業者にのみ与える政策を実施した。これは、1950年7月から52年12月にかけての30カ月間における輸入実績を基準として、確定輸入業者 (Established Importers) を認定し、53年1月からこれらの業者にのみ輸入権を与えたものであった。確定輸入業者の大部分は、既述の有力な商業資本グループであり、1960年以降になって新規輸入業者 (Newcomer) の参加が認められるようになるまでの期間、これら主要グループはその特権を享受した。

このように、輸入許可制を最大限に利用して輸入実績を高め、その実績がつぎのより大きな輸入割当てをもたらし、という自己増殖作用をつづけたグループは、50年代においてすでに「成功者」としての地位と影響力を手にしたのである。ある政府資料によれば、第2次5カ年計画中に、民間の資本財輸入に対して発給されたライセンスは総額で29億6800万ルピーであったが、そのうち既述の43グループの関係企業が全体の半ばを越える15億1200万ルピーの許可を得ている<sup>(注4)</sup>。

一方、輸出政策における優遇措置としてよく知られたものに、輸出ボーナス制度 (Export Bonus Scheme) がある<sup>(注5)</sup>。この制度は、アユブ政権成立の翌年の1959年から実施されたもので、輸出額に応じて一定比率の輸入許可証 (Bonus Voucher)

を輸出者に自動的に与えるというものである。外貨不足に悩むパキスタンにあっては、外貨の裏づけのある輸入許可証の自動的な付与は、きわめて魅力のある制度である。またこの入手した許可証を、プレミアムをつけて、他の輸入者に転売することも認められた。このため、この制度は国内の生産者や輸出業者の輸出意欲を、大いに刺戟することになった。もっともこの制度は、全輸出商品について一律に適用されたのではなく、伝統的な輸出商品についてはボーナス比率は低く、工業製品については高く設定された。すなわち同じ輸出であっても、加工度の高い国内工業製品の輸出には、一層多くの輸入許可が見返りとして割り当てられた。このようにしてこの制度は、輸出振興とくに工業製品輸出の拡大をもたらすものとして、期待をもって実施された。

制度実施後の経過については、輸出拡大という所期の成果をあげうるにいたった反面、この制度の下で資本の集中化も促進された。すなわち輸出力を持った大手の輸出業者および生産者は、一層の輸入許可証を入手したばかりでなく、これを国内で転売することによって多大のプレミアムも手中にしたのである。しかもこの制度の下では、競争力のない工業製品の安値輸出であっても、輸入許可証とプレミアムの入手によって輸出者としては採算がとれることになる。かくして国際競争力の強化という重要な側面は軽視され、一方でプレミアム支払いのための中小輸入者の負担増大、そしてプレミアム付き許可証による割高な輸入の増大、といった弊害が顕著になっていった。輸出ボーナス制度はまた、ボーナス適用の商品別グルーピングがしだいに複雑になり、運用上の繁雑さが増したことも加わって、結局、1972年5月のパキスタン・ルピーの平価切下げにともない、全面的

に廃止されることになった。

このように、有力な資本グループの急速な成長をもたらした政策的要因は数多くあるが、当初、優遇措置として打ち出されたものではなかった輸出入政策が、そのメカニズムを通じて、グループ資本の強大化に作用していった点は、注目に値する。

(注1) Govt. of Pakistan, *Statement of Industrial Policy* (1948). なお、1948年の「産業政策声明」の詳細な解説については、拙稿「パキスタンの産業政策声明」(『アジア経済』第7巻5号 1966年) 95-104ページを参照されたい。

(注2) パキスタン工業金融公社 (Pakistan Industrial Finance Corporation. のちに工業開発銀行: Industrial Development Bank of Pakistan に改組)。

(注3) 1934年の工場法 (The Factory Act, 1934) にもとづいて登録を義務づけられている工場。動力を使用し、従業員20人以上を雇用する企業に該当する。

(注4) White, *op. cit.*, p. 122. (原資料は、Govt. of Pakistan, Dept. of Investment Promotion and Supplies, *Directory of Industrial Units Sanctioned during Second Five Year Plan Period*, Karachi, 1967.)

(注5) 輸出ボーナス制度に関する詳細は、山中前掲書 351-357ページを参照。

## IV ブットー政権下の対応策

### 1. 新政権の登場と経済改革令

1971年12月、国家の分裂という未曾有の事態に登場したブットー大統領 (現首相) は、戦後処理と残された西パキスタンの安全保障の確保のため、精力的に行動を開始した。

経済関係に限定してみると、まず翌1972年1月、大統領命令第1号である経済改革令 (Economic Reforms Order, 1972) が布告され、主要産業の国家管理化が実施された。後述するようにこの措置は、綿紡績工業を除く10大産業を対象として、そこに含まれる主要企業32社の接収を行なったものである。

ついで同年2月には、新労働政策が発表され、労使間紛争を扱う労働裁判所の機構改革、スト権確立における秘密投票の制度化、ボーナス支給の義務化、労働者への利潤分配率の引上げ、労働者の社会保障負担金の廃止などが実施された。

一方、新経済政策の一環として、同年3月に土地改革案が発表された。パキスタンではアユブ政権時代の1959年に土地制度改革が行なわれているが、今回のそれも前回のパターンを踏襲し、個人の土地保有面積の上限の引下げ、上限を越える部分の土地の無償接収、政府官吏が在職中あるいは退職時に取得した土地で、一定の限度を越える部分の没収、などが謳われている<sup>(註1)</sup>。

一方、同年5月11日にはパキスタン・ルピーの平価切下げが行なわれ<sup>(註2)</sup>、これにともなって既述の輸出ボーナス制度は廃止された。ボーナスの適用される商品の等級は、この時点ですでに7段階にまで細分化され、繁雑をきわめていた。同制度の廃止にともない、すでに発行済みのボーナス証書については、切下げ前の90日間におけるカラチ証券取引所の終値平均を基準として算定され、政府が買い取ることとなった。

輸出入業務における政府の介入の度合いも強められ、一部商品たとえば銑鉄、鋼板、石炭、新聞用紙、パルプなどの輸入は、パキスタン貿易公社を通じて行なわれること、また肥料、発電機、通信機器などは公共部門の輸入のみ認められること、などが表明された。

新政権はこれら一連の経済政策の発表につづき、72年3月に大統領令第10号にもとづき、保険企業の国有化を実施した。国有化措置は、外資系を含む43の保険企業について行なわれた。このうち12社は東パキスタンに存在していたので、実質的には31社が接収の対象とされた。これらの企業

は、同年11月に新設された国立生命保険公社(State Life Insurance Corporation)の下に集約されることになった。なお接収にあたっては、株主の権利は保証され、企業に対する一定の補償が行なわれることも表明された。

保険企業の国有化につづき、銀行業に対する接収措置がとられた。まず1972年5月に、銀行改革案が表明され、市中銀行に対する中央銀行の監督が強化された。すなわち銀行経営の不正や不手際における経営陣の更迭の権限、各銀行の理事1名の任命権、監査役の選任権などの確立が表明され、また銀行貸出しの上限の設定、銀行役員および家族への無担保貸付けの禁止、株式売買を目的とした貸付けの禁止、が規定された。さらに各行の払い込み資本比率を預金高の5%以上(現行平均3%)に引上げ、支払い準備比率も引上げること、などが表明された。

しかしこれらの改革案は、暫定措置としてとられたものであり、結局1年半後の1974年1月になって、改めて銀行の国有化が宣言されるにいたった。すなわち、この時点で国内に存在した25行のうち、政府系4行と民間系13行が国有銀行となり、とくに民間市中銀行は新名称を冠した5行に再編成された。なお外資系の8行は、例外措置として国有化の対象から除外された。

## 2. 企業接収の実態

東パキスタンの独立とそれにつづくブットー政権の登場によって、パキスタン経済の構造は変容を示しはじめている。相つぐ経済改革令によって集中の排除が図られ、国家部門のウエイトは著しく増大し、経済の基本的性格は多分に“社会主義的”な方向を志向しているかにみえる。しかし実態は、かならずしも整合性を持って推移してはいない。ブットー政権の経済運営における基本政策

を理解するために、1972年1月に実施された主要産業の接収の経緯とその実態に注目する必要がある。

まず企業接収の対象とされた10大産業とは、i. 鉄鋼、ii. 基礎金属、iii. 重機械、iv. 重電機、v. 車輛組立・製造、vi. トラクター組立て・製造、vii. 化学、viii. 石油化学、ix. セメント、x. 電気・ガス・石油精製、の10分野である。これらの産業に属する32の企業が、同年1月2日および16日の2度にわたってリストアップされ、接収された<sup>(註3)</sup>。企業接収の法的根拠である「1972年経済改革令」によれば、接収の目的は経済力集中傾向を阻止し、国民大衆の利益のために国家が直接、企業運営の任にあたるものとされている<sup>(註4)</sup>。接収された企業は、新設の機関であるBIM (Board of Industrial Management: 企業運営評議会) の下に統轄され、運営されることになった。このBIMは閣僚兼任の議長を中心に、9人の委員から構成され、各委員の機能は産業別分担となっている。

ところで、接収対象となった10大産業はいずれも、基幹産業としてパキスタン工業の中核をなすものではあるが、主要産業のすべてがそこに含まれているわけではない。たとえば、造船、電子工業、武器製造、製紙、鋳業、陸上輸送、海運<sup>(註5)</sup>などが除外されている。とくに、雇用労働者数、付加価値額および輸出額からみてパキスタン最大の産業である綿紡績工業が、いぜんとして民間資本の手中に残されている。

また接収された個々の企業も、かならずしも有力資本グループの系列下にある大企業ばかりではない。32企業の内訳をみると、18企業が上位グループ系であるが、残りの14企業は下位グループ系か、あるいは個別の中小民間資本に属しているものである。資本金の規模でみても、5000万ルピー

を越す大企業が含まれている一方で、500万ルピー以下の小規模企業が13社も含まれている。

企業接収による直接的な影響の度合いも、グループによって著しく異なる。たとえば、その傘下企業を接収された有力グループは、サイゴール、ジャリル、シェイク、ヴァリカ、ファンシーワズィール・アリ (Wazir Ali)、BECO、ガンダーラ (Ghandara)、ハルーン (Haroon) などであり、その他の有力グループは影響を受けていない。最も影響を受けたのはシェイクとヴァリカの両グループで、前者はムルターン電力、パキスタン・セメント、およびイスマイル・セメントの三つの有力企業を接収された。また後者は、ヴァリカ化学、ヴァリカ・セメント、ヴァリカ製鋼の中核3社を接収された。この一方で、最も有力な民間資本であるダーウッドやアダムジー・グループでは、今回の措置による影響がきわめて軽微であり、集中排除を目的とした企業接収という建前からみて、矛盾があるといえる。

さらに付言するならば、今回の企業接収は国有化ではなく国営化であるという点が注目される。すなわち手続的には、企業管理権の国家への移行が行なわれたのであり、個々の企業における株式保有およびその他の権利関係は存続することになる。したがって既存の民間資本は共同出資者として、その株主としての権利は保証され、経営陣の大部分もそのまま残留して企業運営を担当するという形をとっている。それは、企業接収ということばが与えるほどドラスティックな措置であるとはいえない。またこのことは、新政権にとっても、通常の国有化の際に起こる企業運営責任の発生、ばくだいな補償の支払い、民間部門の投資マインドに与える心理的なけん制作用、などの諸問題を避けうることにもなる。

企業接収が実施されて数年が経過した。国営企業の運営実績に関するデータはいまだ未整備であり、経済年報が発表する資料も断片的である。パキスタン政府は、これらの企業運営はようやくその緒についたばかりであり、国営と民営の生産性の比較という形で安易にこれを評価することはできないとして、慎重な態度をとっている。しかし、短期間に著しく拡大した国有および国営部門の運営成果いかんは、ブットー政権の安定にとってきわめて重要な要因になることに変わりはない。

(注1) 今回の土地改革では、個人の土地保有面積の上限を、灌漑地については150エーカー、非灌漑地については300エーカー、もしくは1万2000 PIU 相当の面積のいずれかを選択することと設定された。この上限は、前回の1959年改革ではそれぞれ500エーカー、1000エーカーおよび3万6000 PIU であった。(PIU <Produce Index Unit>とは、各地域の土地の肥沃度を計るために作られた、単位当り土地生産性指数のこと)。

(注2) パキスタン・ルピーは当初、分離・独立時の1948年8月14日に1米ドル=3.31ルピーと設定され、その後1955年8月1日に、1米ドル=4.76ルピーに切り下げられてからこれまで、このレートが引きつがれてきた。この間、実勢との乖離がしだいに拡がり、結局1972年5月11日にブットー政権の手により、1米ドル=11ルピーに大幅に切り下げられた。なお1973年2月14日の米ドルの10%切り下げにともない、現行レートは1米ドル=9.9ルピーとなっている。

(注3) 接収された企業名および接収後の名称は、下記のとおりである(カッコ内は接収後の新名称)。(出所は Govt. of Pakistan, Ministry of Production & Presidential Affairs, *Report on the Government Regulated Industries; Jan. 1972-Mar. 1973*, Islamabad, 1973.)

1. Steel Corporation of Pak. Ltd., Karachi  
(Metropolitan Steel Corporation Ltd.)
2. Hysesons Steel Mills Limited, Karachi  
(Karachi Pipe Mills Limited)
3. BECO Industries Limited, Lahore  
(Pakistan Engineering Company Limited)
4. M. K. Foundry & Engineering Works Limited,  
Lahore (Northern Foundry & Engineering Works  
Limited)
5. Ittefaq Limited, Lahore  
(Lahore Engineering & Foundry Limited)
6. General Iron & Steel Works Limited, Karachi  
(Quality Steel Works, Limited)
7. Valika Steel Works Limited, Karachi  
(Peoples Steel Mills Limited)
8. Model Steel Mills Limited, Lahore  
(Pioneer Steel Mills Limited)
9. Karimi Industries Limited, Nowshera  
(Nowshera Engineering Company Limited)
10. Arokey Chemicals Industries Limited, Karachi  
(Pakistan PVC Limited)
11. Indus Chemical & Alkalis Limited, Karachi  
(Sind Alkalis Limited)
12. Valika Chemicals Industries Limited, Karachi  
(Synthetic Chemicals Company Limited)
- 13.(i) Kohinoor Rayon Limited, Lahore  
(Ravi Rayon Limited)  
(ii) Kohinoor Engineering Limited  
(Ravi Engineering Limited)
- 14.(i) United Chemicals, Lahore  
(Ittehad Chemicals, Lahore)  
(ii) Insecticides (Pakistan) Limited, Lahore  
(Ittehad Pesticides Limited, Lahore)
15. Ismail Cement Industries Limited, Lahore  
(Gharibwal Cement Limited)
16. Valika Cement Limited, Karachi  
(Javedan Cement Limited)
17. Pakistan Cement Industries Limited, Rawalpindi  
(Mustehkam Cement Limited)
18. Pakistan Progressive Cement Industries Limited,  
Karachi (National Cement Industries Limited)
19. Ali Autos Limited, Karachi  
(Awami Autos Limited)
20. Ghandhara Industries Limited, Karachi  
(National Motors Limited)
21. Ghandhara Diesels Limited, Lasbela  
(Bela Engineers Limited)
22. Haroon Industries Limited, Karachi  
(Republic Motors Limited)
23. Jafar Industrial Corporation Limited, Karachi  
(Trailer Development Corpn. Limited)

24. Kandawala Industries Limited, Karachi  
(Naya Daur Motors Limited)
25. Rana Tractors and Equipment Limited, Lahore  
(Millat Tractors Limited)
26. Wazir Ali Engineering Limited, Karachi  
(Sind Engineering Limited)
27. Pakistan Fertilizer Company Limited, Karachi  
(未改称)
28. National Refinery Limited, Karachi  
(未改称)
29. Karachi Gas Company Limited, Karachi  
(未改称)
- 天然資源省管轄企業
30. Multan Electric Supply Co. Ltd., Multan
31. Rawalpindi Electric Power Company,  
Rawalpindi
32. Muzaffargarh Electric Company,  
Muzaffargarh

(注4) “Economic Reforms—President’s Order No. 1 of 1972,” Govt. of Pakistan, Ministry of Production & Presidential Affairs, *idib.*, pp. 31-35.

(注5) 海運業は、1974年1月に接収され、新設の National Shipping Corporation と Pakistan Shipping Corporation の2機関に再編成された。

## V 結語にかえて

ブットー政権による企業接収措置に対しては、これまでのところ、民間資本による表立った抵抗はみられない。当初、政権成立の直後、主要資本グループの行動規制が行なわれ、財産の国外逃避を防ぐという理由で、財閥系の家族および類縁者のパスポートの取り上げ措置が行なわれた。ついで最も有力なグループであるダーウッドとヴァリカの2大資本の統帥である、アハマッド・ダーウッド (Ahmad Dawood) とファクルディン・ヴァリカ (Fakhruddin Valika) の2人の自宅軟禁措置が行なわれた。その翌日から、既述の主要企業の接収を初めとする経済改革令の発表が矢つぎ早やに行なわれたのである。

民間資本は、こうした事態の推移を慎重に見守る態度に徹した。なぜなら、東パキスタン喪失という心理的動揺の反動が、国民大衆の目を財閥系資本の解体要求へと向けさせていたからである。しかし、東西分裂の余震がしだいにさまり、国内経済の再建が急務となるにしたがい、民間資本の発言が増してきた。

72年の5月に、ブットー大統領はとくに財界人との懇談会をカラチで開き、新経済政策の主旨を説明するとともに、改革の大綱はこれで完了し、あとは微調整を残すのみであると述べ、民間資本の不安を静める態度を示した。さらに翌73年2月には、ラホールの商工会議所での演説において、これ以上の企業接収の計画が全くないことを強調した。この間、政府と民間資本の代表者とのあいだで、法人税の引下げ、投資環境の改善、外国借款の返済延期、相つぐ労働ストの收拾などに関する話し合いが持たれるなど、新政権と民間資本との協力関係が進展しはじめた。

このようにこれまでのところブットー政権は、一面で「社会主義化」政策を標榜し、国民大衆の支持をとりつけるとともに、他面では民間資本との対決は避け、その経営能力、組織、技術、資金などを有効に活用するなど、政権運営にあたってきわめて慎重な途を歩んでいる。事実、不平等の是正という公約実行について国民の監視の目が存続する一方で、民間資本の協力なくしては経済の再建と発展は困難であるという現実がある。ブットー政権の新経済政策は、基本的にはこの二つの課題を満たすための妥協の産物であり、そこにおのずと限界があることになる。集中の問題もこの意味で、新政権になって排除されたのではなく、形を変えて存続することになるであろう。

(調査研究部)